

水戸基署発 0616 第 1 号
令和 5 年 6 月 16 日

関係機関・団体の長 殿

水戸労働基準監督署長

夏季における熱中症予防対策の徹底について（協力要請）

日頃より、労働災害防止対策の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、管内の熱中症による死傷者数は、過去 5 年間に於いて 22 件発生しており、特に昨年は 3 名もの尊い人命が失われる極めて憂慮すべき事態となっております。

気象庁が発表した夏（6 月から 8 月）の天候の見通しによると、東日本では暖かい空気に覆われやすく気温が平年並か高いとされており、今夏も熱中症の発生が懸念される所です。

このため、当署ではすべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけ、一層の取組を推進することといたしました。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の推進を含めた夏季の熱中症予防対策の徹底について、関係者に対する指導、啓発等に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます

記

1 計画的な暑熱順化期間の設定

昨年、管内で発生した熱中症による死傷災害の多くは、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）が不十分であったことが原因とみられることから、計画的に暑熱順化期間を設けること。

特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

2 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要があること。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

3 参考資料

- (1) 職場における熱中症予防基本対策要綱（令和3年4月20日
付け基発 0420 第3号） 右のQRコードより入手可



- (2) 添付リーフレット「熱中症を防ごう！」

(担当) 安全衛生課
電話 029-277-7916
(ダイヤルイン)